一　名称
　西表鳥獣保護区
二　区域
　沖縄県八重山郡竹富町所在の西表島の一部
　（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
(一)　鳥獣保護区の指定目的
　当該区域は、八重山諸島西部にある西表島に位置し、沖縄県内で屈指の標高を有する古見岳（標高四百六十九・五メートル）、テドウ山（標高四百四十一・二メートル）及び御座岳（標高四百二十・四メートル）を含んだ島内中心部から南側海岸部にかけての区域、崎山半島の一部並びに島北西部の一部から構成されている。
　当該区域のうち、島内中心部から南側海岸部にかけての区域及び崎山半島の一部の区域の植生は主にスダジイやオキナワウラジロガシ等の亜熱帯常緑広葉樹林で構成された原生かつ広大な亜熱帯林に覆われており、島北西部の一部の区域は浦内川河口部に位置し、広大なマングローブ林を構成している。
　このような自然環境を反映して、当該区域には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ＩＡ類のイリオモテヤマネコ及びカンムリワシや絶滅危惧ＩＢ類のキンバトなどの希少な鳥獣が島内の幅広い地域にわたって生息している。
　このように、当該区域はイリオモテヤマネコを始めとする希少鳥獣の生息地として重要であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。
(二)　鳥獣保護区の管理方針
イ　希少鳥獣生息地の保護区として、イリオモテヤマネコなどの保護を図るため適切な管理に努める。
ロ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ハ　鳥獣の生息環境を脅かすような行為、ごみの不法投棄等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第九十号

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、西表鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
　指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
　平成二十三年十月二十四日
　　環境大臣　細野　豪志

一　名称
　西表特別保護地区
二　区域
　沖縄県八重山郡竹富町所在の西表島の一部
　（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
(一)　特別保護地区の指定目的
　当該区域は、八重山諸島西部にある西表島に位置し、沖縄県内で屈指の標高を有する古見岳（標高四百六十九・五メートル）、テドウ山（標高四百四十一・二メートル）及び御座岳（標高四百二十・四メートル）を含んだ島内中心部から南側海岸部にかけての区域、崎山半島の一部並びに島北西部の一部から構成されている。
　当該区域のうち、島内中心部から南側海岸部にかけての区域及び崎山半島の一部の区域の植生は主にスダジイやオキナワウラジロガシ等の亜熱帯常緑広葉樹林で構成された原生かつ広大な亜熱帯林に覆われており、島北西部の一部の区域は浦内川河口部に位置し、広大なマングローブ林を構成している。
　このような自然環境を反映して、当該区域には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ＩＡ類のイリオモテヤマネコ及びカンムリワシが確認されており、また絶滅危惧ＩＢ類のキンバト等の希少な鳥獣が島内の幅広い地域にわたって生息している。当該区域は、これまでの調査でイリオモテヤマネコが特に多く確認されており、また餌となる生物も多数確認されていることから餌場としても良好な生息環境を有していると考えられる。
　このように、当該区域は西表鳥獣保護区の中でも特にイリオモテヤマネコを始めとする希少鳥獣の生息地として保護の必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。
(二)　特別保護地区の管理方針
イ　希少鳥獣生息地の特別保護地区として、イリオモテヤマネコなどの保護を図るため適切な管理に努める。
ロ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ハ　鳥獣の生息環境を脅かすような行為、ごみの不法投棄等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第九十一号

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
　指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
　平成二十三年十月二十四日
　　環境大臣　細野　豪志

一　名称
　与那覇湾鳥獣保護区
二　区域
　沖縄県宮古島市平良及び下地の各一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十三年十一月一日から平成四十三年十月三十一日まで
四　鳥獣保護区の保護に関する指針
(一)　鳥獣保護区の指定目的
　当該区域は、南西諸島西部にある宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良及び下地にまたがり所在する与那覇湾及び与那覇湾前浜の防風林等の周辺陸域で構成されている。
　与那覇湾内は面積約千三百ヘクタールの宮古島最大の干潟が発達しており、沿岸域にはメヒルギ等のマングローブ林が、陸域にはアダン群落、オオハマボウ群落等が占め、多様な自然環境を有している。
　このような自然環境を反映して、当該区域では、シギ・チドリ類を始めとした多くの鳥類が採餌の場、休息地及び繁殖地として利用しており、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ＩＡ類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧ＩＢ類のツクシガモ及びキンバト、絶滅危惧Ⅱ類のサシバ、セイタカシギ、アカアシシギ等の希少な鳥類の飛来も確認されている。
　このように、当該区域はこれら多様な鳥獣の採餌の場、休息地及び繁殖地として利用されていることから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。
(二)　鳥獣保護区の管理方針
イ　鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

○環境省告示第九十二号

　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、与那覇湾鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。
　指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。
　平成二十三年十月二十四日
　　環境大臣　細野　豪志